

## 令和6年度 第8回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和6年11月11日（月） 午後1時30分から午後2時40分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 （26人）

会長 2番 山脇 優 委員

### 農業委員

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 高見美幸 委員  | 3番 船越省吾 委員  | 4番 田村静伸 委員  |
| 5番 福井章人 委員  | 6番 藤井由美子 委員 | 7番 室山恵美 委員  |
| 9番 山下賢一 委員  | 10番 筏津純一 委員 | 11番 堀川理恵 委員 |
| 12番 數馬 豊 委員 | 13番 鐵本達夫 委員 | 14番 美田俊一 委員 |
| 16番 松本幸男 委員 | 17番 河野正人 委員 | 18番 原田明宏 委員 |
| 19番 早田博之 委員 |             |             |

### 農地利用最適化推進委員

|          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 福井満寿美 委員 | 山脇賢治 委員 | 塚根正幸 委員 | 田倉恭一 委員 |
| 秋山美香 委員  | 藤原 治 委員 | 林 修二 委員 | 小谷義則 委員 |
| 山下洋一郎 委員 |         |         |         |

4 欠席委員 （2人）

8番 吉村年明 委員 15番 衣笠健一郎 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第42号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

議案第44号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第45号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

経済観光部農林課職員

主任 杉森 利栄

## 7 会議の概要

### (1) 開 会

事務局           ただ今より、令和6年度第8回農業委員会会議を開会いたします。初めに山脇会長よりごあいさつをお願いいたします。

### (2) 会長あいさつ

会 長           (会長あいさつ)

### ※ 議長選出

事務局           この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

### (3) 議事録署名人の決定

議 長           それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長           それでは指名をさせていただきます。18番 原田委員、19番 早田委員に本日の議事録署名人をお願いいたします。

### ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長           8番 吉村委員は全国の親族会参加のため、15番 衣笠委員は体調不良のため欠席でございます。

### (4) 連絡・報告事項

議 長           それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局           令和6年度第8回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

### (5) 議 事

議 長           それでは農業に関する相談会の相談はなかったようですので、続きまして(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局           それでは本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり3件の申請がございます。番号1及び番号3は贈与による所有権移転、番号2は売買による所有権移転でございます。なお贈与については当事者間に親戚関係等ございません。

次に議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページに記載のとおり1件の申請がございます。〇〇〇地内における一般住宅の建築で、申請地は都市計画用途区域の第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で、原則許可でございます。

続きまして議案第４２号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案６ページのとおり１件の申請がございます。

議案第４３号 農用地利用集積計画の決定についてですが議案９ページから１７ページ記載のとおり２４件の利用権設定の申出と議案１８ページから１９ページのとおり、２件の所有権移転の申出がございます。

次に議案第４４号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてでございます。議案の２６ページから３６ページ、３７ページから４８ページまでのとおり倉吉市長から２件の協議が出ております。

議案第４５号 農用地利用集積等促進計画については議案５１ページから５２ページのとおり２７件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

#### **議案第４０号 農地法第３条の規定による許可申請について**

議 長 それでは議案に入らせていただきます。議案第４０号 農地法第３条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、この案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

#### **議案第４１号 農地法第５条の規定による許可申請について**

議 長 続きまして、３ページ議案第４１号 農地法第５条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前１１時より当番委員であります田村委員、田倉委員、藤井職務代理、内川局長、岩田主任と私の６人で現地の調査に行っておりますので、代表して田倉委員より報告をお願いいたします。

田倉推進委員 報告します。現地を先ほど言われた６名で見ましたところ、特に問題なしという結論に達しました。以上です。

議 長 はい。ただ今報告のとおり、問題なしということでございます。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

#### 議案第42号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第42号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましても先ほど同様現地の調査に行っておりますので、田倉委員より報告をお願いいたします。

田倉推進委員 ここにつきましても問題なしということです。以上です。

議 長 それでは報告がございました。議案に対する質疑を求めます。はい、鐵本委員。

13番 13番 鐵本です。この図を見るに、法面のようなところで。原野というか、もうちょっと使えんようなところみたいですけど、そのようなところですか。

議 長 下が川で、川の法面みたいなところに長細く残つとる。それが一応田になっておりますけど、田ではありません。もう原野みたいで草が生えたりしております、そういう実態でございました。

13番 はい、わかりました。

議 長 他にございませんか。

(なしの声)

議 長 それではないので、ただ今の案件について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

#### 議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第43号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

9ページ申請番号1番から11ページ番号6番は、18番 原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局           9 ページでございます。申請番号 1 番、〇〇〇〇〇〇の 5 筆、6, 1 3 6 m<sup>2</sup> の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他 1 1 ページの番号 6 番まで、合計いたしまして 1 3 筆、2 5, 3 4 6 m<sup>2</sup> の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長           はい、ただ今原田委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長           ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長           はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長           原田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして 1 4 ページ申請番号 1 5 番は、1 9 番 早田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(早田委員 退席)

議 長           それでは事務局より説明をお願いします。

事務局           1 4 ページでございます。申請番号 1 5 番、〇〇〇の 1 筆 3, 0 0 1 m<sup>2</sup> の畑の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長           はい、ただ今早田委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長           ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。早田委員の入場を求めます。

(早田委員 入場・着席)

議 長 早田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして18ページの所有権移転関係は11番 堀川委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(堀川委員 退席)

議 長 それでは事務局、説明をしてください。

事務局 18ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇〇の1筆1, 301㎡の水田でございます。対価は300, 000円、10アールあたりですと230, 592円でございます。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今堀川委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。堀川委員の入場を求めます。

(堀川委員 入場・着席)

議 長 堀川委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

以上で該当する出席委員に係る案件について審議は終了しました。引き続いて全体について審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、

畑、樹園地の合計は90,780㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、9ページから17ページまでの記載のとおりでございます。

補足ですが、12ページ申請番号11番から13ページ以降に記載のある上北条地区協定料金は、10アールあたり4,000円です。14ページ申請番号17番記載の土地改良区賦課金は、天神野土地改良区ですけれども10アールあたり4,000円です。15ページ申請番号18番、記載の土地改良区賦課金、こちらは大原土地改良区で10アールあたり4,000円です。

続きまして19ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の1筆1,331㎡の畑でございます。贈与で、家族関係はありません。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては20ページから22ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、23ページ記載のとおりでございます。

いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長           ただ今議案第43号について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長           質疑がないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長           はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

#### **議案第44号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について**

議 長           続きまして24ページ、議案第44号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてお諮りいたします。事務局説明をお願いします。

事務局           議案第44号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてですが、まず1件目が26ページから36ページまで記載のとおりなんですけれども、〇〇〇地内における3筆を植林で転用しようということで除外をするものでございます。それからもう1件が議案の37ページから48ページ記載のとおり〇〇地内における田んぼ1筆を一般住宅として転用するために除外をしようとするものでございます。以上でございます。

議 長           ただ今、議案第44号について説明がございました。ただ今の議案に対しての質疑を求めます。ありませんか、はい、鐵本委員。

13番           13番 鐵本です。〇〇〇のほうは樹園地に木を植えるということですか。

議 長 はい、事務局。

事務局 これまで梨園だったところを管理ができなくなるということもあって、クヌギを植林しようとするもので、おっしゃるとおり樹園地に植林をするというものでございます。

13番 はい。

議 長 その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 それではないので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

#### **議案第45号 農用地利用集積等促進計画について**

議 長 続きまして議案第45号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、利用集積等促進計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

51ページ番号4番から52ページ番号27番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議いただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、議長を交代させていただきます。

(議長 交代)

6番 それでは、2番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6番 それでは、山脇委員が退席しましたので51ページ番号4番から52ページ

番号２７番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

５１ページ番号４番でございます。借受経営体は、〇〇〇。土地につきましては〇〇の１筆３，４２５㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他農地番号５番から５２ページの番号２７番までの２４筆を合わせて合計で５２，６４６㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

６番

ただ今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

６番

質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

６番

ありがとうございました。挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

６番

山脇委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議長

以上で該当する出席委員の案件については終わりましたので、その他について審議を行います。事務局、説明をお願いします。

事務局

はい５１ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、５１ページの番号１番から５２ページの番号２７番まで、合計で５６，５３７㎡の水田でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議長

ただ今説明がございました。皆さまからの議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議長

質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長            ありがとうございます。賛成多数でございますので承認いたします。以上で議事は終結いたします。

#### (6) その他

議 長            続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、事務局より説明をお願いします。

事務局           別冊をご覧ください。農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。2ページ(1)及び3ページの(2)につきましては倉吉市の建設課の発注工事に伴う一時転用でございまして、請負業者、転用期間、届出地は記載のとおりでございます。4ページ(3)は中部総合事務所地域整備課の発注工事に伴う一時転用で、請負業者、転用期間、届出地は記載のとおりでございます。5ページ(4)は〇〇〇〇の送電線路の電線張替に伴う一時転用でございまして、届け出者は〇〇〇〇から工事を請け負った〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で転用期間、届出地は記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長            続きまして(2) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹より説明をしてください。

事務局           はい、6ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は7件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番目ですけど、相談者が〇〇〇〇さんで〇〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借、使用貸借ということであります。

7ページ、2番目は相談者が〇〇〇さんで〇〇〇の水田であります。相談内容は使用貸借ということであります。

8ページ、3番目は相談者が〇〇〇〇〇さんで〇〇の水田であります。相談内容は売買、賃貸借ということであります。

9ページ、4番目は〇〇〇〇さんで〇〇の畑であります。相談内容は売買、賃貸借ということであります。

10ページ、5番目は〇〇〇〇さんで〇〇の畑と〇〇の水田であります。相談内容は〇〇は売買、賃貸借、〇〇は売買ということであります。

11ページ、6番目は〇〇〇〇さんで〇〇〇、〇〇の水田であります。相談内容は使用貸借ということであります。

12ページ、7番目は〇〇〇さんで相談内容は、ネギを作付けしたい。〇〇〇〇〇から〇〇〇のあたりで、1反程度を3箇所を希望しているということです。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議 長            今月も大量のあっせんが出ております。それでは1番、〇〇〇、〇〇〇になりますな。小谷委員さん。

小谷推進委員    あと、衣笠委員と。

議 長            なら衣笠委員と小谷委員さんで。続きましては、これも〇〇〇ですね。

小谷推進委員    一緒ですね。

議 長            一緒ですね。次が〇〇、〇〇ですか。山下委員。

9 番            はい。

議 長            次が〇〇〇の、これ私の〇〇〇で頼んどったものですから、1名は私がやります。もう1名は田倉委員で。

田倉推進委員    はい。

議 長            次の〇〇、〇〇さん。

1 9 番           田倉委員と早田とで。

議 長            はい。次は〇〇で、これも小谷さんか。

小谷推進委員    はい、私で。

議 長            一番最後、〇〇〇、原田委員。

1 8 番           はい。

議 長            とりあえず話をしてみてください。次にあっせん活動の状況について1番からいきましょうか。堀川委員。

1 1 番           1 1 番 堀川です。〇〇〇〇さん、ご本人と会って話をしました。高齢で耕作するのが大変とのことでした。数名の借りてくれそうな方に話をしに行きましたが、面積が小さくて見つかりませんでした。なので、引き続きあっせん活動を行います。以上です。

議 長            はい、ご苦労様でした。みんな面積が小さいけんな。大変ですけど引き続いてよろしく。次は2番、藤井委員。

6 番            6 番 藤井です。〇〇さんの分なんですけれども、本人となかなか連絡がとれなくてやっとこの間連絡をとったんですけれども。場所にも行ってみたんです。軽トラックがやっと入るぐらいの道で、傾いていて大きいトラクターはとても入れないし。〇〇さんは、自分の父親が全部で100万円で買ったでって言われるけど、前作った人とか3人ほど聞いたけど、タダでも作らんとのこと。除草剤かけて畦はきれいにしとんなったですけど、とても大きい機械も入らんしということで、ネギ作とったけど全然だめだったということで。まあこれからもあっせん活動を試みようと思っているところですが、売買とか耕作者とかが見つからないような気がします。以上です。

議 長 続まして3番、堀川委員。

11番 堀川です。〇〇さんの分、相談者と会って話をしました。旦那さんが亡くなられて、娘さんと2人なので管理するのが大変とのことでした。こちら面積が小さいので借り手が見つからず、引き続きあっせん活動を行います。以上です。

議 長 はい、お願いします。4番は衣笠委員なので、これは来月にして5番、小谷委員。

小谷推進委員 推進委員の小谷です。〇〇〇〇さんのこの2枚の田んぼなんですけれども、以前〇〇で〇〇〇さんという方が作られておって、亡くなって以降7、8年ずっと作られていなくて。ただ毎年田んぼも畦も含めて業者に頼んで小さい木なども整理しておられましたので、6、7年未耕作ではあったんですけど田んぼの状態としてはまずまずの内容です。

それでこの2筆についていろいろ何名かの方に話をしたんですけども、断られまして最後に〇〇さんに頼んで1, 892㎡の大きいほうの田んぼは作ろうかと。下の890はちょっと段差がありまして、低さの影響もあってじゅるいということでこちらは勘弁してほしいと、言っていました。本人にそのことを昨日伝えたら大きいほうだけでもやってもらえるなら大変ありがたいということで感謝はされておりました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。6番、筏津委員。

10番 筏津です。6番、7番に関して現地に行ったんですがどこを探しても道がわからなくて、地元の人に案内してもらってやっと場所がわかったような状況で。行ってみたら、農地というより山が大きくなって、ゴズボが大きくなって田んぼがわからんというような状況で。帰ってから本人に電話をして、あなた方は農地がどこかわかるとるか聞いたら、どこにあるかもわからんというような状況で頭にきまして、きちんとしたらあっせんしますけど、そうでなかったらしませんということで切りました。事務局でももうちょっと聞いてもらえればいいんですけどね、ちゃんとどこかわかっていますかというようなことを。

議 長 どのあたりになる、これ、〇〇〇より。

10番 〇〇〇より奥の。

議 長 〇〇〇側のほうだ、〇〇の。あそこみんな草ぼうぼうだよ。

10番 その場所。

議 長 この間〇〇〇からあそこ出てみたけど、もうだ一っと草ぼうぼうで荒廃農地になっちゃつとる。

10番                   それを、とりあえず出してみましたって言われるもんですから。

議 長                   それはえらいな。次は、林委員。

林推進委員           推進委員の林です。この案件は売買となっております。話を聞いてみましたところ息子さん2人は亡くなっておられますし、奥さんも亡くなって立派な家に1人でおられます。それで兄弟は〇〇のほうにおられますし、〇〇に妹さんが1人おられます。〇〇の3つは2枚の田になっていまして、ここはその〇〇の〇が耕耘して管理してもらっているんですけども、水路が私の果樹園のところから400メートル、この田んぼだけのために管理をせないけんということで。それから畦が2メートル50センチ高さがありますので、どなたに聞いてもこれは無理だということでございます。

それから〇〇〇と〇〇〇は1枚の窪が隣の家と分けてあります。中にコンクリートの畦ができておりまして、両方とも聞いてみましたところなかなか大変だということで、隣の人もよう作らんと。〇〇〇のほうは今年春入院されたので隣の方が作ってあげられましたので、売買ではなしに作付けをという希望でしたが、本人はあくまでも売買を希望されております。いろいろ話をしましたけれども、今のところ金銭面で折り合いがついておりません。受け手になる人が2年ほど前に〇〇の田んぼをタダでもらっているの、そういうのがあると金銭的にどこを設定していいか本人さんも困っておられて、だからなかなか難しいというところですよ。

それから〇〇〇に小さいのが2つありますけれども、家の両側で畑として使っておられますのでこれは誰もできそうにない、と。本人さんも家を売りたい意向がありますので、その時に空き家バンクか何かを活用されてそこは畑として付けたらいいのではないかとというふうに話しておきました。

後は〇〇〇のは寺の下でございますので、畑がない家が2軒ほどありましてその方に相談しましたところ、とても無理だということで。11月3日に本人さんにはすべて報告しております。以上です。

議 長                   はい、ありがとうございました。最後は田倉委員。

田倉推進委員           田倉です、報告します。この〇〇〇さんという方の連絡先に連絡するんですけども、ご利用者の希望により接続できませんということで全く連絡がとれなかったの、事務局のほうから家に連絡をしてもらえませんかとお願ひしましたところ、文章で出されたようですけど回答がないような状況ですので全く話ができおりません。

議 長                   はい、音信不通の場合はこれで放っておいてもいいです。続きまして（4）県外視察研修について、梶本主幹。

事務局                   （4）県外視察研修ということで説明させていただきます。今日お手元に緑の紙を配布させていただきました。それに基づいて説明させていただきたいと思ひます。

11月14日今週の木曜日に出発です。初日は和歌山県の湯浅町の湯浅城で昼食をとりまして、その後、御坊市に移動し県の施設である農業試験場暖地園芸センターでの視察を14時00分から行ひます。1時間程度を予定しており

ます。その後、もう1つ視察として有田市に移動して(株)早和果樹園にて30分視察、30分は買い物を予定しております。それから和歌山市に移動して、宿泊を予定しております。翌日は記載のとおりで、帰りは18時40分の予定でございます。当日に研修レポートのほうをお願いさせていただくようになります。用紙は当日配布予定です。

1点確認です。海田車庫を6時40分に出発します。現時点の確認として海田車庫に行かれる方は挙手をお願いします。

最後に、集合場所は今回から、宮川町観光駐車場に設定しております。お間違いのないよう、よろしくお願いします。以上です。

議長 はい。毎年のことですが正装はしなくてもいいですので。旅に楽な服装で来ていただければと思いますのでよろしくお願いします。皆さんのほうで何か質問等ありましたら。

事務局 行く場所が県の施設なので、去年ぐらいの服装であればいいかと。農業委員会だより用に写真を写しますのでそれなりにいいかなと思う服装でよろしいかなと思います。

議長 それからもう1点、今月の25日に令和7年の農作業標準料金の検討会を行いますので、皆さんのほうから何か改定をしてほしいという要望や意見があったら。いい機会ですので。恐らく最低賃金は上がっていますので、労務賃金はそれなりに上げないといけないと思います。

14番 無茶苦茶な栽培を行っている状況で迷惑を被ってる案件で、○で○○○○○の手前にあったですけど、雑草だらけでまあ地元の法人が悪いんだけど。草刈り機で刈って火を付けて燃やしちゃって、目障りだけ自分のところで既にトラクターでやっちゃっとるけどね。他の○○にしても○にしてもそういう田んぼが目立つです。これやる単価は今まで倒伏の扱いだったけど、雑草が繁茂してる状況の中ですし。

議長 雑草や倒伏に関しては賃金表のところに載っています。湿田はないけど。

14番 どがなっとるかいな。

議長 雑草、変形田、5アール未満は20%増し。倒伏は30から69%は20%増しで70%以上は30%増し。あくまでも当事者間の話し合いでしてくださいということです。

ところがね私も6反ほど水びしょびしょのやおい田んぼ刈ったけど、見たら湿田は載ってないだ。ヒエ系とね、今年は黄色い花が咲いた草が多くて、○○に行けばそういう類いの田んぼがたくさん見えますよ。ところがこの間通ったらコンバインできれいに刈ってありました。けども稲より雑草が多い田んぼがそのまま残ってしまして、稲が見えんぐらいで。まあ、どこの法人とは言いませんけども。

刈る方と地主とが、雑草が多くてコンバインに時間がかかったけど何%くらいやという話し合いはされたほうがいいです。刈りながら、草取ってコンバインが待ってって、また行くという光景を今年は何遍も見ました。それで通ったあ

と山積みにしてある。

1 4 番            農業委員されてる方はちゃんとされていると思いますけど、〇〇〇の〇〇〇  
〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇はもうわやくそです。

議 長            〇〇〇〇〇〇〇〇さんは春に従業員に辞めてもらって、残った2人で稲の収穫  
までしとんなるということでした。農業共済新聞あたりに誇大広告を出された  
でしょう、〇〇〇〇〇〇〇〇で。結局資金が底をついたみたいで、今まで自己資  
金でずっとやっとなったみたいですけど。はっきり本人からは聞いておりま  
せんけれども。でもまあ田植機はぶつけて新しいのになったし、〇〇〇〇に聞  
いたらちゃんとお金もらいましたということだったので。

あの周りは雑草がいっぱい生えていて、高速降りて右へ曲がった途端に草ぼ  
うぼうの田んぼで良く通るものですから見ております。〇〇〇〇〇〇は除草剤  
使わずに草が生えておったけど、大きなコンバインできれいに草と一緒に刈っ  
てあってまだ2、3枚残っております。

あの、黄色い花の咲く草は皆さんのところでは生えとるか。

1 6 番            木になっちゃう。

議 長            下が大きいからコンバインの刃がめげちゃう。うちは鋸鎌の刃がぼろぼろに  
なったので、普通の鎌を買ってきて切ったけど、すごい、あれは。

結局面積が大きすぎて手が回らんみたいです。よろしいですか、他にござい  
ませんか。

(なしの声)

議 長            ないようですので、本日の農業委員会会議は閉会といたします。ご苦労様で  
した。

— 午後2時40分 閉 会 —